

◎介護老人福祉施設サービス利用料

【基本部分：小規模介護福祉施設サービス費】

お支払いいただく負担金は、原則として次の基本利用料の 1 割（一定以上の所得のある方は 2 割（平成 27 年 8 月から））の額です。

| 給付費名称 | 要介護状態区分 | 基本利用料 (1 日につき) |
|-------------------------------------|---------|-------------------|
| 小規模介護福祉施設サービス費 (I) (従来型個室を利用の場合) | 要介護 1 | 7,000 円 |
| | 要介護 2 | 7,630 円 |
| | 要介護 3 | 8,300 円 |
| | 要介護 4 | 8,930 円 |
| | 要介護 5 | 9,550 円 |
| 小規模介護福祉施設サービス費 (II) (多床室を利用の場合) | 要介護 1 | 7,000 円 |
| | 要介護 2 | 7,630 円 |
| | 要介護 3 | 8,300 円 |
| | 要介護 4 | 8,930 円 |
| | 要介護 5 | 9,550 円 |

※ 上記の利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本料金も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

【加算】

以下の要件を満たす場合は、上記の基本部分に以下の料金の 1 割（一定以上の所得のある方は 2 割（平成 27 年 8 月から））の額が加算されます。

| 加算の種類 | 加算の要件 | 加算額 (1 日につき) |
|--------------------|--|-----------------|
| 日常生活継続支援 加算 (I) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 次の(1)から(3)までのいずれかを満たすこと。 (1) 算定日の属する月の前 6 月間又は前 12 月間における新規入所者の総数のうち、要介護状態区分が要介護 4 又は要介護 5 の者の占める割合が 70%以上であること。 (2) 算定日の属する月の前 6 月間又は前 12 月間における新規入所者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症である者の占める割合が 65%以上であること。 (3) 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第 1 条各号に掲げる行為を必要とする者の占める割合が入所者の 15%以上であること。 ・ 入所者の数が 6 又はその端数を増す毎に、介護福祉士を 1 以上配置していること。 | 360 円 |
| 看護体制加算 (II) ロ | <ul style="list-style-type: none"> ・ 入所定員が 30 人又は 51 人以上の事業所で、基準を上回る看護職員の配置と、施設から医療機関等への 24 時間連絡体制が確保されていること。 | 80 円 |

| | | |
|--|---|------------------------------|
| 夜勤職員配置加算 (I)ロ | ・入所定員が 30 人又は 51 人以上の事業所で、夜勤を行う介護職員・看護職員の数が、最低基準を 1 人以上上回っていること。 | 130 円 |
| 個別機能訓練加算 | ・専従の機能訓練指導員を 1 名以上配置し、看護・介護職員等と共同して個別の機能訓練計画を作成・実施していること。 | 120 円 |
| 若年性認知症入所者 受入加算 ※認知症行動・心理症状緊急 対応加算を算定している場 合は算定しない。 | ・受入れた若年性認知症利用者毎に個別の担当者を定めていること。 | 1,200 円 |
| 療養食加算 ※経口移行加算又は経口維持 加算との併加算が可能。 | ・医師の発行する食事せんに基づき、入所者の年齢、心身状況によって適切な内容の療養食を提供した場合。 | 180 円 |
| 看取り介護加算 | <ul style="list-style-type: none"> ・医師が医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者であること。 ・医師、看護職員、介護支援専門員その他の職種の者が共同で作成した入所者の介護に係る計画について、医師等のうちその内容に応じた適当な者から説明を受け、当該計画について同意している者（その家族等が説明を受けた上で、同意している者を含む。）であること。 ・看取りに関する指針に基づき、入所者の状態又は家族の求め等に応じ随時、医師等の相互の連携の下、介護記録等入所者に関する記録を活用し行われる介護についての説明を受け、同意した上で介護を受けている者（その家族等が説明を受け、同意した上で介護を受けている者を含む。）であること。 | 1,440 円 (死亡日以前4~30日) |
| | | 6,800 円 (死亡日の前日及び 前々日) |
| | | 12,800 円 (死亡日) |
| 経口維持加算(I) ※栄養マネジメント加算を算 定していない場合は算定で きない。 | <ul style="list-style-type: none"> ・現に経口により食事を摂取する者であって、摂食機能障害や誤嚥を有する入居者に対して、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、食事の観察及び会議等を行い、入所者毎に経口維持計画を作成している場合であって、医師又は歯科医師の指示に基づき管理栄養士等が栄養管理を行った場合、1 月につき算定。 ※入所者毎の経口維持計画が作成された日の属する月から起算して 6 月以内の期間に限り算定できる（特別な管理が必要な場合は、引き続き算定可）。 | 4,000 円/月 |
| 経口維持加算(II) ※経口維持加算(I)を算定し ていない場合は算定できな い。 | ・当該施設が協力歯科医療機関を定めている場合であり、経口維持加算(I)において行う食事の観察及び会議等に、医師、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合、経口維持加算(I)に加えて、1 月につき算定。 | 1,000 円/月 |
| 口腔衛生管理体制 加算 | ・歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月 1 回以上行い、入所者の口腔ケア・マネジメントに係る計画を作成していること。 | 300 円/月 |

| | | |
|---------------------------------------|---|-------------------|
| 口腔衛生管理加算 ※口腔衛生管理体制加算を算定していること。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し口腔ケアを月4回以上行った場合。 | 1,100円/月 |
| 外泊時費用 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 入所者が病院等へ入院又は居宅に外泊した場合。 ・ 1月に6日を算定の限度とすること。 | 2,460円 |
| 初期加算 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 入所日から起算して30日間であること。 ※過去3ヶ月間にその施設に入所したことがない場合に限る（日常生活自立度ランクⅢ以上の場合は過去1ヶ月間）。 | 300円 |
| 経口移行加算 ※栄養マネジメント加算を算定していない場合は算定不可。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 経口移行計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士による栄養管理及び言語聴覚士又は看護職員による支援が行われた場合は、該当計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り加算する。 ・ 医師の指示に基づき継続して経口による食事の摂取を進めるための栄養管理及び支援が必要とされる者に対しては、引き続き算定できる。 | 280円 |
| 栄養マネジメント加算 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 常勤の管理栄養士を1名以上配置し、医師、歯科医師、管理栄養士等が共同して、個別の栄養ケアを作成・実施していること。 ※定員超過利用・人員基準欠如に該当している場合は算定できない。 | 140円 |
| 認知症専門ケア加算（Ⅰ） | <ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症日常生活自立度Ⅲ以上の者が、入所者・入居者の1/2以上であること。 ・ 認知症介護実践リーダー研修修了者を配置し、職員間での留意事項の伝達又は技術的指導会議を定期的に行っていること。 | 30円 |
| 認知症行動・心理症状緊急対応加算 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に入所することが適当であると判断した場合。 ・ 入所日から起算して7日を算定の限度とすること。 | 2,000円 |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） | <ul style="list-style-type: none"> ・ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設が、入所者に対し、指定介護老人福祉施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。 | 所定単位数に8.3%を乗じた単位数 |

【その他の費用】

サービス提供に際し実費を要した場合は、全額をご負担いただきます。

・食費と住居費

| 段階区分 | 食費 (1日につき) | 居住費 (1日につき) | |
|-------|---------------|----------------|--------|
| | | 従来型個室 | |
| 基準費用額 | 1,380円 | 従来型個室 | 1,150円 |
| | | 多床室 | 840円 |
| 第3段階 | 650円 | 従来型個室 | 820円 |
| | | 多床室 | 370円 |
| 第2段階 | 390円 | 従来型個室 | 420円 |
| | | 多床室 | 370円 |
| 第1段階 | 300円 | 従来型個室 | 320円 |
| | | 多床室 | 0円 |

※ 利用者負担段階は、所得に応じて決められています。(保険者への申請が必要です。)

基準費用額は通常定める食費と住居費の金額です。

※ 食費は、朝食・昼食・夕食の一食でも食べた場合、1日分をご負担いただきます。

※ 外泊・入院等で居室が空く場合、使用日数分をご負担いただきます。

・医療費

診療費等、個々の必要に応じた医療に関する費用。

・利用者の選定・希望により提供するもの

| 区分 | 料金等 |
|----------------------------------|------------------------------|
| 理容サービス | 1回 2,200円～3,500円 (内容により) |
| 日常生活品の購入代行サービス | 依頼のあった物品を購入するのに要した金額の実費 |
| 特別な食事 | 要した費用の実費 |
| 日常生活に要する費用で、ご本人に負担いただくことが適当であるもの | レクリエーション費用 クラブ活動費用 嗜好品 |

・出納貴重品管理費

原則として、貴重品はご家族管理としますが、事情により印鑑、通帳等の保管・管理を受けた場合、1ヶ月1,000円いただきます。

・その他

利用者が負担することが適当と認められるもの。